

## 黒部市告示第10号

広報くろべ広告掲載実施要領を次のように定める。

平成18年3月8日

黒部市長 堀内 康 男

### 広報くろべ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、黒部市が発行する広報誌「広報くろべ」に掲載する広告の取り扱いに関し、黒部市広告掲載要綱（平成18年黒部市告示第155号。以下「要綱」という。）に定められたもののほか必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の種類及び規格等)

第2条 「広報くろべ」に掲載する広告は、要綱第3条第1項及び同条第2項に定めるものの他、単なる売名広告ではなく地域経済等の活性化に寄与する内容とし、次に掲げるいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 黒部市内の事業所等が取り扱う商品、サービス等の広告。
- (2) 黒部市内の店舗等が報じる営業内容等の広告。
- (3) 黒部市内で開催される、イベント、公演または上映等の告知広告。
- (4) その他、市長が認めたもの。

2 広告の大きさは、次のいずれかとする。

- (1) 1種広告 左右174ミリメートル、天地43ミリメートル
- (2) 2種広告 左右86ミリメートル、天地43ミリメートル

3 広告の掲載位置は、市長が定める。

(掲載料金)

第3条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

- (1) 1種広告 1件当たり21,000円
- (2) 2種広告 1件当たり10,500円

(広告掲載等の申込み)

第4条 「広報くろべ」に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、黒部市広告掲載申込書《広報くろべ用》（様式第1号）に広告案を添えて市長に提

出しなければならない。

- 2 申込締め切りは、掲載を希望する「広報くろべ」の発行月の前月1日とする。  
(掲載広告の決定)

第5条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容等を審査し、掲載の可否を決定の上、広報くろべ広告掲載(不)承認通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

- 2 申込者多数の場合は、抽選により決定する。
- 3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に修正・削除を求めることができる。広告主は、正当な理由がない場合、修正・削除に応じなければならない。
- 4 申込者が、広報くろべ広告掲載承認通知書を受けた場合は、速やかに当該広告の版下原稿(修正・削除を指示されたものについては修正・削除後のもの)をCD、MO等電子媒体により指定されたデータ形式にて指定する日までに提出するものとする。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

黒部市広告掲載申込書《広報くろべ用》

平成 年 月 日

黒 部 市 長 あて

1 申込者

住 所 (所在地)	〒		
	電 話	FAX	
名 称			
代表者名			
担当者名		連絡先	電話
			E-Mail

2 掲載希望月（複数可）

3 掲載広告案

2号広告（86mm×43mm）	1号広告（174mm×43mm）
-----------------	------------------

【事務処理欄】

- 要綱第3条第2項関係  
総務課  該当せず  該当
- 要綱第6条第3項関係  
税務課  該当せず  該当  
営業課  該当せず  該当
- 実施要領第2条関係  
総務課  該当  該当せず

第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

広報くろべ広告掲載（不）承認通知書

<広告主> 様

黒部市長 堀内 康男

平成 年 月 日付けで申込みのあった広報くろべの広告掲載については、次のとおり（不）承認する。

1 申込者

住 所 (所在地)	〒		
	電話	FAX	
名 称			
代表者名			
担当者名		連絡先	電話
			E-Mail

2 掲載月

3 掲載広告

2号広告（86mm×43mm）	1号広告（174mm×43mm）
-----------------	------------------